

国立大学法人愛知教育大学と愛知県総合教育センターとの
連携・協働に関する協定書の一部を変更する協定書

平成23年3月8日付けで、国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）と愛知県総合教育センター（以下「乙」という。）との間で締結した連携・協働に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

原協定書第4条の見出し「(報償費等)」を「(負担費用)」に改め、同条第1項中「派遣職員の報償費及び施設設備使用料等」を「施設設備使用料」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

(甲)

国立大学法人愛知教育大学長

後藤ひとみ

(乙)

愛知県総合教育センター所長

磯谷和明